

〔EDINEXT/DC-PRO サービス契約約款〕

第1条 (総則)

本契約に基づき、申込者（以下「甲」という）はDAIKO XTECH 株式会社（以下「乙」という）に対し、本約款記載のサービス（以下「本サービス」という）の実施を委託し、乙はこれを受託します。

第2条 (本サービスの実施)

乙は、契約期間中、本約款に従い、善良なる管理者の注意をもって本サービスを実施するものとします。

第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、甲に対象システムを円滑に運用していただくことを目的とし、乙は甲に対して以下の支援業務および特典を提供します。

- (1) 乙のEDIサポートセンター（以下「サポートセンター」という）の利用
- (2) 電話（フリーダイヤル）によるトラブル解析とQ&A対応
- (3) 障害発生時の復旧支援

第4条 (本サービスの対象)

本サービスの対象は以下のとおりとします。

- (1) 本サービスの契約単位は、対象システムの利用者毎とします。
- (2) 対象システムは継続サービス申込書に記載する「明細表」（以下「明細表」という）のとおりとします。

第5条 (サポートセンターの利用)

サポートセンターの利用については、以下のとおりとします。

- (1) 乙は、甲に対し本サービスを利用するためのサポートID（以下「ID」という）を発行します。
- (2) 乙は、甲から対象システムに関する質問等を電話にて受け付け、甲に対して回答します。なお、サポートセンターでの対応が不可能な時、あるいは甲からの要望により乙技術者が訪問してサポートする際（例：担当者交代時の再操作指導等）はスポットオンサイトサービスとして、別途費用を請求いたします。なお、スポットオンサイトサービスの実施に伴い乙の負担する旅費交通費は、別途実費を請求いたします。
また、実際に乙技術者が訪問しない場合でも、同等の作業を行い結果をデータとして提供する場合にはリモートメンテナンスサービスとして、別途費用を請求いたします。
- (3) 乙は、電話受け付け時に甲に対してIDを問い合わせる場合があります。
- (4) サポートセンターの連絡先はID通知時にお知らせします。
- (5) 本サービスの提供時間は月曜日～金曜日（休祝日、年末年始および乙の指定休日を除く）の9:00～12:00および13:00～17:00とします。
なお、乙が休祝日、年末年始および乙の指定休日を除く平日にサービスを停止または休止する場合には、事前に甲に文書にて通知することにより、乙は本サービスを停止または休止することができるものとします。

第6条 (本サービス対象外の作業)

以下の作業は本サービス対象外とします。

- (1) 乙技術者の訪問を伴う作業
- (2) 対象システム以外の甲が有するシステムに関する問い合わせ等への対応
- (3) 対象システムを利用するために使用するハードウェアの故障の修理

第7条 (本サービスの契約期間)

本契約の有効期間は、申込み確認後、別途乙から甲に通知される本サービス開始日より1年間とします。但し、期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示のないときは、本契約は同一条件をもってさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

第8条 (契約金額)

1. 本サービスの契約金額は、「明細表」のとおりとします。
2. 契約金額は、本サービスが契約期間満了以前に終了した場合でも、乙の責に帰すべき事由による終了の場合を除き甲に対し返還されないものとします。

第9条 (支払条件)

甲は、「明細表」の契約金額を、継続サービス申込書記載の支払条件に従い、乙に支払うものとします。

第10条 (消費税等相当額の算定)

消費税等相当額の算定税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とします。

第11条 (再委託)

1. 乙は、本契約に基づき受託した本サービスの全部または一部の作業を、乙の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき乙が再委託した場合、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先が甲の指定に基づくものであるものを除き、一切乙が責任を負い甲には迷惑を掛けられないものとします。

第12条 (秘密保持義務)

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約に関して知り得た相手方固有の業務上、技術上の秘密を本契約期間中はもとより本契約終了後においても第三者に漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。なお、前条に従い乙が本サービスを第三者に再委託する場合、乙は当該再委託先に本条と同等の秘密保持義務を課すことにより、自らの責任において秘密情報を開示できるものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
- (2) 開示の時点で既に保有しているもの。
- (3) 第三者から秘密保持を負うことなく正当に入手したもの。
- (4) 開示された情報によらずして、独自に開発したもの。

第13条 (不可効力免責)

1. 甲または乙は債務不履行が、天災地変、輸送機関の事故、通信回線の不通、再委託先による本サービスの打ち切り等、その責に帰すべからざる事由によって生じた場合、責任を負わないものとします。
2. 前項にかかわらず、甲または乙は、本契約により生ずる金銭債務（手形債務を含み、以下同じ）の弁済を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条 (契約の解除)

1. 甲または乙が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、相手方は何らの通知、催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始の申し立てがあったときまたは清算に入ったとき。
 - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (5) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
2. 甲は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、本契約の契約金額その他乙に対する一切の債務をただちに乙に支払うものとします。
3. 甲または乙は、本契約に基づく債務を履行しないこともしくは第1項第(1)号から第(4)号のいずれか一つにでも該当したことにより相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、損害の直接の原因となった本サービスに関する明細表の契約金額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第15条 (責任)

1. 本サービスに対する乙の責任は、本約款に定める支援作業を甲のために善良な管理者の注意をもって実施することに限られるものとします。
2. 乙が本サービスの結果につき甲に対して負う責任は、前項をもって全てとします。

第16条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第17条 (協議)

本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づき甲と乙は協議し円満に解決するものとします。

以上